

厚木市情報公開条例及び厚木市個人情報保護条例の一部改正

1 改正理由

令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル整備法」という。）が公布され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法律について所要の整備が実施されたことなどにより、所要の措置を講ずるため、次に掲げる条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 厚木市情報公開条例の一部改正

デジタル整備法附則第2条により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止されることから、条例で同法を引用する部分について、同趣旨である個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の引用に改めるものです。

(2) 厚木市個人情報保護条例の一部改正

デジタル整備法附則第2条により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止されることから、条例で同法を引用する部分について、同趣旨である個人情報の保護に関する法律の引用に改めるほか、法改正による号ずれ等に対応するため、所要の措置を講ずるものです。

3 施行日

令和3年9月1日（一部の規定は、公布の日又は公布の日若しくはデジタル整備法附則第1条第4号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日）

4 条例改正のスケジュール

令和3年厚木市議会第5回会議に提案予定